

# アメリカ連邦最高裁判決と同性婚の問題点

池谷和子

2015年6月26日、アメリカ連邦最高裁判所は、婚姻の権利を憲法上の基本的人権の1つと解釈し、「同性間にも婚姻を認めないことは法の下に平等に反する」との判断を下した。54という僅差の判決であったが、これにより、アメリカすべての州において同性婚が合法となり、各州では同性婚を承認する義務を負うこととなった。

本稿では、1章において「アメリカにおける同性婚についての過去の経緯」を考察し、2章において「現在の50州の状況と今回の判決内容」を紹介し、3章において「同性婚を合法としたときの問題点」について検討する。

keywords : 同性婚、アメリカ、家族、法、公的利益

## 目次

はしがき

1. これまでの経緯
  - 1.1 「同性婚」議論の本質は何か
  - 1.2 アメリカ社会のこれまでの経緯
2. 各州の現状と連邦最高裁判決
  - 2.1 各州の現状
  - 2.2 連邦最高裁判決
3. 同性婚の問題点
  - 3.1 子どもへの影響
  - 3.2 婚姻制度への影響
  - 3.3 社会全体への影響

むすび

## はしがき

2015年6月26日、アメリカ連邦最高裁判所は、婚姻の権利を憲法上の基本的人権の1つと解釈し、「同性間にも婚姻を認めないことは法の下に平等に反する」との判断を下した。オバマ政権は、ホワイトハウスを同性愛の象徴であるレインボーカラーにライトアップして「アメリカの勝利だ」と歓迎し、多くの日米のメディアもまた、今回の判決を比較的肯定的に報道していたように思う。

しかしながら、現在のアメリカにおいても、すべての人々が同性婚に賛成をしているわけではない。むしろ賛成と同じ位多くの人々が同性婚には反対しているのである。アメリカでは、同性婚をめぐる30年来の議論が続き、最近では国を二分するほどの大激論が交わされていた。今回の判決が出た時点においても、13の州では婚姻を異

性間に限るとして同性婚を禁止していたのである。しかしこの判決により、以後はすべての州で同性婚を承認する義務を負うこととなった。

日本においては、日本国憲法24条において「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定しており、これを素直に読めば、男性と女性、その両性の合意のみに基づいて婚姻が成立するとしている以上、憲法上は同性婚を認めていないと解釈するのが自然である。では、当面は日本には関係ない問題かと言えば、日本においても一定の割合で同性愛の人々は存在し、彼ら（もしくは彼女ら）への法的な待遇をどうするかという問題は現存するし、さらには、同性婚を法的に認めるか認めないかは、単に個人の嗜好や個人の自由権の範囲に留まらない、子どもを含めた法的な家族制度全般に影響してくる問題である。

同性婚を合法化することによる問題点もアメリカ社会においては多く指摘されてきており、「個人の自由だから」「認めないと気の毒だから」では済まない事態となっている。

本稿では、(1) アメリカ社会におけるこれまでの経緯、(2) 各州の現状と今回の連邦最高裁判決について、(3) 同性婚の問題点、という流れで、今回のアメリカ連邦最高裁判決と同性婚の問題点について考察してみたいと思う。

## 1. これまでの経緯

### 1.1 「同性婚」議論の本質は何か

同性婚を認めるか認めないかという議論の根底にあるものは、「婚姻制度」をどのように考えるかという定義と直結している。すなわち、同性婚賛成者が、「結婚とは2人の人間（それが異性であるか同性であるかを問わず）の共同体であり、お互いに愛し合い、日常生活において利益も負担も共有する。」「結婚は本質的には自らの幸福のためになされる私的で親密で情緒的な関係であり、カップル自身によって、カップル自身の為になされるものである。」と定義するのに対して、同性婚反対者は、「結婚は社会的な制度である。」「結婚は男女に特有の結合体であり、①安全な性的関係、②責任ある出産、③最善の子育て、④健全な人間関係の発達、⑤妻や母という役割の保護をしつつ、長期的な家族としての関係を保っていく為のものである。」と考えているからである<sup>1)</sup>。

同性婚賛成者の方が、自由や自己決定を全面に出しており、一見すれば近代法の個人主義の考え方に合致しているようにも見える。しかし残念ながら、このような婚姻の定義は、「婚姻の主役はカップル自身であって、カップル自身の幸福のためだけになされる私的な行為」と捉えるがゆえに、家族の崩壊を引き起こしてしまう。なぜなら、結婚したくないカップルは同棲すれば良いし、結婚しても親密な感情がなくなれば離婚をすれば良いし、婚姻中もお互いの了承があれば不倫をしてもかまわないということになりやすい。（当事者が同意しているのに）一夫多妻制や近親相姦が何故いけないのかということにも繋がってしまうかもしれない。さらには、結婚相手はいらないが子どもは欲しい場合や、同性愛者のカップルの場合で子どもが欲しい場合には、他人の精子・卵子を購入して子どもをつくることさえ、自己決定の1つと解釈されてしまいかねないからである。

ただでさえ、アメリカ社会においては1960年代以降、家族の崩壊が著しい。例えば、1960年と2010年とを比較すると、15歳以上の女性千人あたりの年間結婚数は半分以下に減少しているのに対し、離婚数は2倍以上となっている。また同

棲の数も、1960年の44万件から2011年の760万件へと17倍以上になったと推定され、さらに非嫡出子の出生率は、1960年の5.3%から2011年には40.7%へと大幅に上昇した<sup>ii)</sup>。このようにアメリカにおいては現在、以前に比べてより多くの人々が離婚を選択したり、結婚もせずと同棲したり子どもさえ生んでしまうという現状がある。もし婚姻の定義を「婚姻の主役はカップル自身であって、カップル自身の幸福のためだけになされる私的な行為」と解釈するようになれば、このような家庭崩壊は益々加速するであろう。

カップル自身には、たとえ家族の崩壊が加速しても、すべてが自由の方が良いかもしれないが、子どもにとって、このような状況はどうなのであろうか。自分の血縁上の親の存在自体が分からないことは、自らのアイデンティティ形成上、多大な不利益をもたらすし、両親がどちらも不倫をしていたり、いつ離婚するか分からない家庭は、子どもが健全に育つのに良い環境だと考える人は誰もいないであろう。

婚姻の当事者は、確かにカップルのみである。しかし、婚姻の結果、多くの家庭にはその後、子どもが家族の構成員に加わる。子どもは、婚姻をしたカップルとは違って、家庭を選べないし、大人へと成熟するには時間もかかるのである。その間には、出来る限り、血の繋がった仲の良い両親と、愛情あふれる継続した家庭がどうしても必要なのである。

それゆえ、同性婚反対者の定義のように、婚姻を「社会的な制度」として、「結婚とは子どもや社会の利益の為に、カップルによる性行為、出産、子育てを社会的に承認するもの」と解釈し、生まれてくる子どもの福祉、実の親との安定した親子関係を保護することを第一の目的とすべきなのである。

これまで、婚姻とは男女の間でなされるものとされ、その夫婦が社会から承認された制度の中でのみ性的行為をし、子どもを責任を持って生み育てることで、生まれた子どもは誰が自分の本当の両親かを知ることができ、血の繋がった両親に育てもらうことができると考えられてきた<sup>iii)</sup>。それゆえ、基本的には一夫一婦制や貞操義務が夫婦

としての当然の前提となり、そのことがさらに、子ども達の健全な発育を助け、社会の秩序を確保する最適な方法ともなってきたのである。

## 1.2 アメリカ社会のこれまでの経緯

合衆国において、同性愛者の権利運動が始まったのは1950年代からであるが、大きな流れとなってきたのは1969年以降である<sup>iv</sup>。最初の同性婚に関する判決は、1971年ミネソタ州におけるベイカー判決で、婚姻は男女のものとするミネソタ州の定義を支持した。その後、1993年ハワイ州のバーハー判決によって「婚姻から同性カップルを除くのであれば、州はそれによる利益について証明しなければならない」として、初めて同性婚が支持された。

この判決の影響は大きく、1993年以前には婚姻は男女に限ると規定していた州は7州しかなかったが、判決後には（ハワイ州を含めて）32州が、婚姻とは男女間のものとする文言を入れた法律を制定した。その中には、アラスカ州のように、州法と、さらには全米で初めて州憲法に同性婚の禁止を盛り込んだり、ネブラスカ州のように州憲法上で婚姻は男女間に限るという文言に改正した州もあった。その結果2000年末までには、40州が、州憲法か州法において婚姻は男女間に限ると規定するようになったのである。

同様に、連邦においても、1996年に婚姻防衛法を制定した。この法律の3条では、「婚姻とは1人の男性と1人の女性との間でなされる法的な結合体である」と定義され、これにより連邦における健康保険、年金、相続税等では、同性婚の相手方は配偶者とは認められないことになり、2条では、他の州で有効とされた同性婚を認めるかどうかは、各州の判断に委ねられることとなった。

しかしその後、2004年にマサチューセッツ州、2008年にカリフォルニア州とコネチカット州、2009年にアイオワ州、バーモント州、メイン州、ワシントンDC、2010年にニューハンプシャー州、2011年にニューヨーク州と、徐々に同性婚を認める州が出てきた。この中で、カリフォルニア州では、同性婚賛成派と反対派の対立が凄まじく、州最高裁が同性婚の禁止は違憲だとして2008年

6月16日から同性婚が合法化されたが、反対派がこれに対抗し、2008年11月4日の住民投票によって、「結婚は1人の男性と1人の女性の間に限る」という州憲法の修正が行われた。賛成派がさらにこの修正に対抗して、この修正が合衆国憲法に違反するとして連邦裁判所に訴えることとなったのである。

また、先ほどの婚姻防衛法も全米の同性婚賛成者が各地の裁判所に訴え、2010年7月8日のマサチューセッツ州連邦裁判所における違憲判決を皮切りに、他の州の連邦裁判所でも違憲判決が出されるようになった。それに関連し、2011年2月23日にはオバマ大統領が婚姻防衛法は違憲との立場を明確にし、司法省に控訴しないように指示を出している。

この婚姻防衛法の違憲性と、さきほどのカリフォルニア州の住民投票による州憲法の改正の違憲性が連邦最高裁で争われたのが、2013年6月26日に判決が出された「ウィンザー判決」と「ペリー判決」である<sup>v</sup>。どちらの事例においても、5-4と僅差の判決であったが、婚姻防衛法がウィンザー判決によって違憲と判断されたものの、ペリー判決では「結婚は1人の男性と1人の女性の間に限る」という州憲法の改正の是非（言い換えれば、合衆国憲法下における同性婚の是非）について実体的な判断にまで踏み込まずに棄却されたため、連邦における同性婚者の権利についても、州レベルで合法的に結婚した場合のみ認められるにすぎないことになった。したがって、これらの判決によっては、同性婚を禁止している州に対しては直接の影響があったわけではない。しかし、その後、多くの州で同性婚を合法とする改正が行われることとなった。

## 2. 各州の現状と連邦最高裁判決

### 2.1 各州の現状

今回の連邦最高裁判決直前までに同性婚を合法としていた州は37州あり、判例による場合、法律制定による場合、住民投票による場合がある。

判例により認められた州は以下の26州である：アラバマ州（2015年2月9日）、アラスカ州（2014

年10月17日)、アリゾナ州(2014年10月17日)、カリフォルニア州(2013年6月28日)、コロラド州(2014年10月7日)、コネチカット州(2008年11月12日)、フロリダ州(2015年1月6日)、アイダホ州(2014年10月13日)、インディアナ州(2014年10月6日)、アイオワ州(2009年4月24日)、カンザス州(2014年11月12日)、マサチューセッツ州(2004年5月17日)、モンタナ州(2014年11月19日)、ネバダ州(2014年10月9日)、ニュージャージー州(2013年10月21日)、ニューメキシコ州(2013年12月19日)、ノースカロライナ州(2014年10月10日)、オクラホマ州(2014年10月6日)、オレゴン州(2014年5月19日)、ペンシルバニア州(2014年5月20日)、サウスカロライナ州(2014年11月20日)、ユタ州(2014年10月6日)、ヴァージニア州(2014年10月6日)、ウエストヴァージニア州(2014年10月9日)、ウィスコンシン州(2014年10月6日)、ワイオミング州(2014年10月21日)。

法律の制定により合法となった州は以下の8州である：デラウェア州(2013年7月1日)、ハワイ州(2013年12月2日)、イリノイ州(2014年6月1日)、ミネソタ州(2013年8月1日)、ニューハンプシャー州(2010年1月1日)、ニューヨーク州(2011年7月24日)、ロードアイランド州(2013年8月1日)、バーモント州(2009年9月1日)。

住民投票によって認められた州は以下の3州である：メイン州(2012年12月29日)、メリーランド州(2013年1月1日)、ワシントン州(2012年12月9日)。

これに対し、同性婚を違法としている州は13州あり、州憲法と法律の両方によって禁止している州は以下の12州である：アーカンソー州(2004年、1997年)、ジョージア州(2004年、1996年)、ケンタッキー州(2004年、1998年)、ルイジアナ州(2004年、1999年)、ミシガン州(2004年、1996年)、ミシシッピ州(2004年、1997年)、ミズーリー州(2004年、1996年)、ノースダコタ州(2004年、1997年)、オハイオ州(2004年、2004年)、サウスダコタ州(2006年、1996年)、テネシー州(2006年、1996年)、テキサス州(2005

年、1997年)。

州憲法によってのみ同性婚を禁止しているのは、ネブラスカ州(2000年)である。

## 2.2 連邦最高裁判決

オハイオ州、テネシー州、ミシガン州、ケンタッキー州に住む、14同性カップルと、同性パートナーを持つ2人の男性が、「婚姻は男女に限る」と定義した州を相手取り、自分たちの婚姻する権利を否定することは合衆国憲法修正14条に違反しており、他の州で認められた同性婚カップルに対しても(同性婚カップルとして)承認すべきと訴えた。それぞれの第一審では勝訴したものの、第二審では敗訴し、その後、連邦最高裁では2015年1月に、これらオハイオ州、テネシー州、ミシガン州、ケンタッキー州に対して提起された4つの訴訟の上訴を統合して審理することを決定した。その判決が2015年6月26日に出されたオーバーゲフェル対ホッジス判決(Obergefell v. Hodges)<sup>vi</sup>である。

この判決では、5対4と僅差ながらも、婚姻の権利が合衆国憲法上の基本的人権と解釈し、婚姻を異性間に限定する州の規定は同性愛者の自由を侵害し、不平等であり、そのような規定を根拠として同性カップルに対して婚姻許可証を発しない州や他の州で同性婚を認められたカップルの婚姻を承認しない州は、合衆国憲法修正14条に違反していると判断した。その結果、すべての州は同性カップルに対して、婚姻許可証を発しなければならず、他の州で認められた同性婚も認めねばならなくなった。

この判決における主な論点には、(1)「婚姻の権利は、合衆国憲法の保障する基本的人権の1つか」、(2)「この判決を出すことで、本来民主主義的議論によって決定すべき同性婚の可否を、強引に決めつけることにならないか」、という2点がある<sup>vii</sup>。

1点目の論点につき、法廷意見(ケネディ判事、ソトメイヤー判事、ギンスバーグ判事、カガン判事、ブレイヤー判事)は、以下の4点が先例より導き出されるとして、婚姻の権利は合衆国憲法上の基本的人権と解釈した：①婚姻が2名の個人を

支える最も重要な結びつきであること、②婚姻が個人にとり、アイデンティティや信条を形成するための重要な選択であること、③婚姻が子どもの養育に必要な各種の社会的・経済的恩恵を得られる制度であり、子どもは平等にその恩恵を受ける権利があること（ただし、子どもの養育は婚姻の条件ではない）、④婚姻が国の社会秩序の基礎であること、である。

加えて、異人種間の婚姻を禁止する州法を法の下での平等違反とした連邦最高裁判決（ラビング対ヴァージニア判決（1967年）、夫婦財産の管理を男性に限る州法を法の下での平等違反とした連邦最高裁判決（カーチバーク対フェンストラ判決（1981年））等によっても導き出されるとした。

これに対し、反対意見（ロバーツ判事、アリト判事、スカリア判事、トーマス判事）では、以下のように判断した：基本的人権としての婚姻の権利を考えるにあたって、そもそも、合衆国憲法上に婚姻の定義は明記しておらず、各州議会は本来婚姻について自由に定義出来るはずである。また、先例上も合衆国憲法における婚姻の権利の存在など認めていない。たとえ合衆国憲法上、婚姻の権利を（解釈上）導いたとしても、各州議会が定義した婚姻の意味まで変更させることは出来ないはずである。

また、2点目の論点について、法廷意見は次のように述べた：合衆国憲法は、変化に際しての適切な過程として、民主主義的な議論を当然に期待しているが、基本的人権を侵害される個人は、連邦や州等の立法措置を待つ必要はない。反対意見は、合衆国憲法上の婚姻の権利に州の婚姻の定義を変更させることを含まないとするが、この考えに基づくと州議会での立法が特定の慣習・思想・信条に基づくグループの声のみを反映し続ける場合、特定のグループの権利が侵害され続けることになる。

同性婚推進派は合衆国憲法の下、異性カップルと同様の法的扱いを求めているだけであり、異性カップルの選択や思想・信条等は軽視しておらず、異性カップルに対して何ら危害を加えていない。

合衆国憲法修正14条は、思想信条の自由を認めており、同性カップルの婚姻する権利を認めると同時に、異性愛者の信条も守るものである。

これに対し、反対意見は、以下のように判断した：このような判決を出すことは、民主主義的で活発な議論の渦中にある事柄に対する一方的な決定であり、（国民的な）議論を強引に打ち切るものである。同性婚を合衆国憲法上の基本的人権とする結論は、民主主義的議論を尽くした上でのものではないため、同性婚反対派は、推進派への対立姿勢を高める可能性がある。

この判決は司法判断などではなく、合衆国憲法によって保護する権利を新たに作り出そうとする試みである。これは本来、選挙で選ばれた者が行うべきことであり、合衆国における自由を脅かす行為である。

以上のように、同性愛者からすれば、「同性カップルであっても異性カップル同様に親密な関係があり、しかも本人同士が希望しているにも関わらず、政府が性別によって結婚を否定することは、結婚する権利の侵害であり、性別による平等原則違反であり、（性的な嗜好による）少数派の人権を蔑ろにしている」というのが、その主張であり、今回の連邦最高裁判所の多数意見の見解でもあった。

すなわち、同性婚支持者の婚姻に対する法的な考え方は、「結婚は本質的には、2人の人間によって自らの幸福の為になされる私的で親密で情緒的な関係であり、カップル自身によってカップル自身の為になされる行為」ということになるだろう。例えば、今回のアメリカ連邦最高裁判決において、アンソニー・ケネディ判事が婚姻について述べた部分に、次の一節がある。「人と人との様々な結びつきの中で、婚姻以上に深い結びつきがあろうか。何故なら婚姻とは、愛の、忠誠の、献身の、自分を犠牲にしても守りたい気持ちの、最後に目指す極みであり、家族を抱くことである。婚姻関係を結ぶことで、二人の個人は、いままでの自分をはるかに超えて深みのある人間になる。」

しかし、「カップル自身の幸福の為だけになさ

れる私的な行為」であるならば、現実には2人が生活を共にすれば良いだけの話ではないのか。何故、幸せの為に「結婚証明書」が必要なのだろうか。

さらに気になるのは、「異性カップルの選択や思想・信条等は軽視しておらず、異性カップルに対して何ら危害を加えていない。」として異性カップルに対する配慮は示すものの、より重要な婚姻制度や子ども達のことを考慮していない点である。では、同性婚を認めると、実際にどのような問題が生じてくるのであろうか。

### 3. 同性婚の問題点

#### 3.1 子どもへの影響

同性婚支持者の婚姻の定義は、「カップル自身によってカップル自身の為に」と個人の自己決定が前面に出されている。しかし、このように個人の自己決定を前面に出しすぎると、本人同士が合意していれば、一夫多妻制や近親姦姦も可となり、貞操義務の排除も簡単になされやすい。そうなれば、次世代の子ども達を保護するという婚姻制度の意義は後退し、当事者の意思のみが尊重され、子ども達の利益が二の次にされることは想像に難くない。これまで子どもの発育上、心理的にも社会学的にも「特定の大人（通常は親）との関係を継続すること」「両親は子どもにとって一体であるので、喧嘩や不倫をしないこと」「血の繋がった両親に育てられること」「父親と母親は両方必要な存在であって、子どもに対して負っている役割は違うこと」等は、とても重要なこととされてきた<sup>viii</sup>。出来る限り、生まれた時から実の両親に育てられ、不倫や離婚のない愛情あふれる安定した家庭に育つことが、子どもにとっても健全な大人へと繋がっていくからである。しかし、カップルの自己決定のみにその存在がかかる同性婚支持者の婚姻の概念では、カップルはいつ何時でも婚姻を解消することが出来る壊れやすい存在となるのは当然であり、子どもの健全な発育は難しくなってしまうのである。

さらに、このような定義の問題とは別に、同性カップルの実態は異性カップルとは事実上全く違うとの指摘もある。例えば、最近の様々な研究に

よれば、同性カップルは異性カップルに比べて、①カップルでいる継続期間が短い、②決まった相手以外とも性交渉する、③一度に複数の相手と性交渉する、④性病にかかりやすい、⑤暴力行為の割合が高い、⑥うつ病等の精神的な問題を抱えている割合が高い、⑦薬物乱用やアルコール中毒等の割合が高い、⑧育てている子どもに対して性的虐待をする割合が高い、という結果が現れてきている。この中で育てられる子ども達にとって特に問題となってくるのは、「同性カップルは一時的な関係であって一生涯生活を共にすることを前提とはしていないこと」「親密な相手がいても性交渉は別で複数の違った相手とも性交渉すること」「育てている子どもに対して性的虐待をする割合が高いこと」であろう<sup>ix</sup>。性的虐待は言うに及ばないが、自分の両親がいつ離婚するか分からない不安定な家庭環境にいること、両親が常時お互いに平然と不倫をしているという家庭環境は、子どもが健全に成長するには大変厳しい家庭環境である。もちろん、どの程度これらの研究結果が真実をついているかの証明は難しいが、少なくとも、同性同士の結婚を認めることによって、責任ある出産と育児が切り離され、子どもの情緒的な発育にとって必須とされている母親と父親の存在がなくなってしまうことは決定的である。父親（もしくは母親）が2人いたとしても、父親の役割と母親の役割は違うものであって、母親（父親）の役割までカバー出来るのかは微妙なところである。まして、同性カップルに育てられて子どもへの影響を正確に調べるとなれば、多数の同性カップルに育てられた子ども達が大人になるまで待たねばならず、現時点では真実までたどり着くのは難しいのである。

#### 3.2 婚姻制度への影響

では、子どもを育てるには同性婚家庭は不適応な環境だとしても、現在では異性間の家庭でも子どものいない家庭も多いわけであるから、同性婚カップルが一切子どもと関わらなければ、何の問題も生じないであろうか。

この点については、同性同士でも結婚出来るとなれば、異性同士では当然と考えられてきた一夫

一婦制や貞操義務の規範が揺らいでしまうのではないかと指摘されている<sup>x</sup>。例え、結婚出来るようになったからといって、同性カップルの行動パターンがすぐ変わるはずもなく、むしろ婚姻の本質を自らの幸福の為になされる私的で親密で情緒的な関係と捉えている以上、婚姻概念の方を自らの行動パターンに合わせる可能性が高い。すなわち、婚姻制度から一夫一婦制や貞操義務を排除しようとするだろう。そうなれば、子どもがいる多くの異性カップルにも影響を及ぼすことは必至である。

また、婚姻制度に同性カップルを含むとなれば、もともと血縁の両親に育てられるように意図された社会と子どもの為の婚姻制度の意義が揺らいでしまう。その結果、家族は社会制度として、子どもや社会に資する制度であるという感覚すらなくなって、婚姻制度は当事者の選択によりいつでも解消出来る不安定な制度になりかねない。そうなれば、今以上に離婚率が高くなり、そのしわ寄せを受けるのはすべて子ども達である。

その上、結婚を認められた同性婚カップルは、次は自分たちも異性カップル同様に子どもが欲しいと思うようである。こればかりはいくら願っても、自然の理によって同性同士では子どもが出来はるはずがない。しかし、昨今の医学の進歩により、例えば、女性同士のカップルでも精子を精子バンクから買取り、どちらかの卵子と受精させて、子どもを生むことも可能となってしまった<sup>xi</sup>。けれども、このことは事態をさらに複雑にしている。生まれた子どもにとって、カップルのどちらかは血の繋がった母親だが、他方は全くの他人で、この世のどこかに、血の繋がった父親が存在することになる。さらには精子を買い取る時に、目の色や髪の色を選んだり、学歴の高い男性の精子を希望することも出来るようになるのである。

### 3.3 社会全体への影響

さらに、法には一律性と強制力があるが故に、同性婚を法的に認めるだけでも社会全体にかなりの影響がある。同性においても結婚を認めるということは、同性カップルも異性カップルと法的にも事実上も同等に取り扱うべきことを強制される

ことを意味する。そうなれば、「父親と母親の揃った子育てこそ子どもの発育に最善である」という自明の事実さえ公言することも難しくなる。同性婚合法化の背後には、異性カップルのみならず同性カップルも親としての能力は変わらないという趣旨が暗に含まれてしまっている。それは、本来の子育ての理想である「血の繋がった両親による子育ての重要性」を覆い隠してしまう。逆に、学校や家庭においても子ども達に対して、同性同士も異性同士と同等であって、結婚できることを教えなければならなくなるし、本来異なっている同性カップルと異性カップルの違いを教えることは困難になってしまうのである。

また、キリスト教では同性婚を認めていないにも関わらず、信教の自由との関係はどうなるのであろうか。もちろん、教義の変更をせまることはありえないが、アメリカでは宗教が大学、病院、養子縁組の斡旋、社会奉仕活動等、様々な活動を行っている。教義に基づいて同性婚カップルに養子縁組の斡旋を行わなければ、裁判に訴えられて損害賠償を請求されるかもしれないし、政府からの補助金も打ち切られるかもしれない。このように、国が正式に同性婚を認めることで、宗教活動を現実に阻害することになるという指摘もある<sup>xii</sup>。

世界には、同性同士の関係を病的で違法なものとして、法律によって取り締まっている国々も存在する。しかし、アメリカではこれまでも、同性婚として法律上認めてこなかった州はあったが、同性同士の関係を取り締まっていた訳ではない。好きな人と一緒に住むことは自由であったにも関わらず、ここまで法律上の「婚姻」という形に固執した理由は何か。

1つには、これまで社会から偏見の目で見られ、差別されてきたことの反動として、異性愛者への敵愾心とともに、平等への憧れが見受けられることである。それが男も女も同じ「人間」であるという法の抽象作用と相まって、異性愛者と全く同じように婚姻関係になりたいと願っているように思える。

もう1つの理由としては（むしろこちらの方が切実なのかもしれないが）、夫婦と認められない為に、数々の法的な金銭的保護（税法上の優遇措

置等)が受けられないことである(例えば、死亡後に財産を譲り受けても、夫婦間での相続という形が認められない為に、相続税ではなく、より高額な贈与税を払わざるを得なくなる等)。

確かに、同性同士であっても、異性間同様に家族同然の親しい関係は存在するかもしれない。税金等の経済的な面に関しては、家族同様に日々扶養しあっている関係として、法律上も考慮すべきであると思う。

けれども、同性カップルの保護はそれに対応する別の法制度によってなすべきであって、法的な婚姻の定義を広げるべきではない。同性同士では子どもを生むことは不可能だからである。婚姻関係を法的に守る最大の目的は、子どもや社会の利益の為に、カップルによる性行為、出産、子育てを社会が承認した中でのみ行うように縛りをつけることである。その結果、出来る限り多くの子ども達において、血の繋がった実の親の存在を知ることが出来、実の両親に育ててもらおうようにすること、さらに、親が不倫をせず、いつ離婚するかも分からない不安定な環境に放り込まれないよう、継続した環境の中で育つように願っているのである。そしてそのことこそが、子ども達の健全な発育を助け、次世代の健全で秩序ある社会へ繋がっていくのである。婚姻制度では、継続性と世代間の繋がり、特に子どもの保護を最大の関心事とすべきなのである。

## むすび

アメリカにおいて同性婚が叫ばれ、判例に現れるようになってから40年。実際に各州において合法化され始めたのは2003年からである。しかしその後はものすごいスピードで、判例法や制定法によって同性婚を合法とする州が次々と増え、もちろんその間には、カリフォルニア州のように、同性婚賛成派と反対派が徹底して争う形がありながらも、2012年には元々は反対派であった大統領までが賛成を公言し、2015年にはとうとう連邦最高裁が合憲の判断を下すこととなった。

現在においても多くの反対派が存在するとはいえ、わずか12年で大勢をひっくり返したその理

由とは一体何なのだろうか。

当然の事ながら、同性愛カップルは、同性婚が認められることによって自分達に多大な利益が得られるので賛成するし、婚礼関連事業においてはマーケットが拡大する以上賛成するであろうし、実際に同性愛者の家族、友人がいる人々は賛成することは多々ありうると思われる。しかし、それは全体からみれば、ごく少数のはずである。

今回の連邦最高裁判決を見て感じることは、近代法が「私」という個人中心に組み立てられ、自己決定、自由、平等を至上のものと位置づけてきたがゆえに、「結婚して子どもが生まれ、その子どもが大人になって結婚し、さらに孫が生まれて世代が続いていく」という自然な流れが見えにくくなっているのかもしれないということである。結婚する当事者の権利は見えても、その結果として生まれる子ども達、その子ども達がやがて次代を担う立派な社会人となり、さらに結婚して子どもを生み育てていくという状況における親の責任までは、残念ながら考慮が及んでいないのである。

確かに、家族は助け合いのシステムである。しかしそれは夫婦間だけではなく、高齢者、障害者、特に子どもにとっては成長していく上で、欠くことの出来ない場である。子どもの事を第一に考える婚姻制度を今後も守っていくべきではなかるうか。

## 参考文献

- <sup>i</sup> Lynn D. Wardle, The Boundaries of Belonging, 25 *BYU Journal of Public Law* 299 (2010)
- <sup>ii</sup> Institute for American Value, The National Marriage Project, The State of our Unions 2012, 63.70.77.94 (2012)
- <sup>iii</sup> Monte Neil Stewart, Genderless marriage, institutional realities, and judicial elision, 1 *Duke Journal of Constitutional Law & Public Policy* 16 (2006)
- <sup>iv</sup> 池谷和子「アメリカにおける同性婚の合法化とその諸問題について」『現代社会研究』10号109-114頁
- <sup>v</sup> 池谷和子「同性婚に関するアメリカ連邦最高裁判決」『東洋法学』57巻3号353-360頁
- <sup>vi</sup> Obergefell v. Hodges, 576U.S.(2015)
- <sup>vii</sup> 井樋三枝子「【アメリカ】同性婚に関する連邦最高裁判決」『外国の立法』(2015年8月)
- <sup>viii</sup> 子どもの発育過程と家庭の役割に関して、池谷和子『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』55-73頁

- ix 池谷和子「アメリカにおける同性婚の合法化傾向とその問題点」東洋法学 56 卷 3 号 201-206 頁
- x Timothy J. Dailey, Homosexual Parenting: Placing Children at Risk, Family Research Council-Issue No.238(2011)
- xi 池谷和子「生殖補助医療と親子法」現代社会研究 9 号 95-100 頁
- xii Lynn D. Wardle, The attack on marriage as the union of a man and a woman, 83 North Dakota Law Review 1379 (2007)